

小海リエックス・カントリークラブ 終身会員制度について

終身会員制度とは、5年以上クラブに在籍していただいた60歳以上の会員の方が親族に会員を継承された場合、継承後も終身会員として正会員と同等の待遇でプレーできる制度です。

1. 目的

生涯会員としてクラブライフを楽しんで頂くための制度

ご家族に譲渡（引継）することで、ご家族でゴルフライフを楽しんで頂くための制度

2. 条件

満60歳以上かつ5年以上在籍の個人正会員の方を対象に、会員の配偶者並びに会員の2親等以内の親族で別表へ定める方へ会員権を譲渡される場合、会員本人を終身会員として従来通りの会員登録を継続することができます。

3. ご案内

- ① 年会費 22,000円（消費税8%込） ※終身会員の方も年会費は発生します
- ② 譲渡人の名義書換料は54,000円（消費税8%込）となります
- ③ 終身会員制度とは、個人会員が会員権を親族に譲渡した場合、本人に限り生涯会員としての利用権を持ち続ける制度です
- ④ 終身会員は正会員と同様の権利で競技参加・ハンディキャップ取得等の可能な利用権を有します
- ⑤ 終身会員は譲渡できません
- ⑥ 譲渡した親族がその会員権を売却した場合は、権利を消滅いたします
- ⑦ 終身会員となった会員の方のみ、終身手続日より1年を経過した日より退会は可能です

